

助成要綱第3条（9）

奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト事業助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金助成要綱第3条（9）に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

1 事業趣旨

住民相互のたすけあいを基調とする共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心、安全に暮らすことができる地域福祉コミュニティを実現するため、住民自らが参加する多様な活動を財政面から支援する役割が求められている。

その役割を広く県民にアピールするため、本事業に参加する団体自らが、共同募金の仕組み(広報面、税制面等)を活用して、1月から3月の共同募金運動期間に使途選択募金(ドナーチョイス方式)により募金活動を行う。

2 事業内容

本事業に参加する団体(以下「参加団体」という)は、児童、子育て中の親、高齢者、障がい者等の「居場所づくり」「孤立をなくす」といった地域課題を解決する必要性を広く県民にアピールしながら、その活動資金を調達するため、赤い羽根共同募金の使途選択募金への協力を呼びかける。

この使途選択募金を、共同募金会を通じて、当該参加団体の活動資金として助成する。

3 参加団体の要件

上記2. で規定されている参加団体は、次の要件を満たしている団体とする。

なお、個人は対象とならない。

- ① 奈良県内に主な活動拠点があること。
- ② 民間の非営利団体であること。(法人格の有無は問わない)
- ③ 公益性を有すること
- ④ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- ⑤ 3人以上の会員で組織されていること
- ⑥ 組織の運営に関する規則(会則、定款等)があること
- ⑦ 活動、事業の内容や財務の状況を公にできること
- ⑧ 共同募金運動を通じて、自団体の活動を広く普及できること
- ⑨ 同一年度に奈良県共同募金会又は市町村共同募金委員会から助成を受けていないこと
- ⑩ 協働して募金活動ができること
- ⑪ 本プロジェクトの諸会議に参加できること

4 事業参加の申請

参加申請については、別紙「奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト事業 参加申請書」により行う。

5 参加対象団体の選考

奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト事業実行委員会により選考する。

- (1) 事業の必要性・緊急性・先駆性を考慮して助成対象を選定する。
- (2) 地域の課題解決のための事業に対する支援を優先する。
- (3) 共同募金から過去に助成を受けていない団体を優先する。

6 運動及び助成の内容

(1) 共同募金運動期間

参加団体決定年度の1月1日から3月31日までとする。

(2) 助成対象となる経費

活動に関わる人件費、施設借上費、謝礼、資材作成費、旅費交通費、備品購入費、通信運搬費、消耗品費、光熱費、保険料、借料等、その他、奈良県びへすぺへすプロジェクト事業実行委員会が必要と認めた経費等とする。

7 助成方法

各参加団体への助成額については、次に規定する算出方法により助成額を算出し、奈良県びへすぺへすプロジェクト事業実行委員会にて審査、確定の上、理事会、評議員会にて決定する。

(1) 使途選択募金

共同募金運動期間中に入金された参加団体宛での指定募金は、使途選択募金として、その全額を当該団体に助成する。

また、参加団体指定のない募金については、参加団体へ均等に加算する。

但し、共同募金運動期間以降に入金された募金は、一般募金収入とする。

(2) マッチングギフト

目標額に達しない団体に対し、奈良県共同募金会が設定する金額範囲でマッチングギフトとして加算し、当該団体に助成する。

ただし、その助成額は、目標額から募金額を差し引いた額で、各参加団体の使途指定募金の金額と同額までを上限とし、参加団体各自の募金額の割合に応じて算出する。

8 助成事業の申請

助成金交付申請については、共同募金運動期間が終了し、マッチングギフト額を含む助成額算出後、別紙様式1により行う。

9 助成金変更交付申請

要綱第7条に規定する助成金変更交付申請については、別紙様式2により行う。

10 事業の完了報告及び助成金の交付

- (1) 要綱第8条の1に規定する概算払いの請求については、別紙様式4 - ①により行う。
- (2) 要綱第8条の2に規定する事業完了報告については、別紙様式3により行う。
- (3) 要綱第8条の3に規定する助成金交付請求については、別紙様式4 - ②により行う。

11 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める。

付則 この助成要領は、平成27年4月1日から施行する。
この助成要領は、平成28年6月1日から施行する。